

◎新潟県告示第122号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年2月1日から平成26年3月30日まで
- 3 作業地域 新発田市八幡地区、浦地区、松岡地区